

陳情番号	件名
第 3 号	総合福祉部会の骨格提言に基づく障害者総合福祉法の制定を求めることについて
受理年月日	
24. 2. 20	

陳情の趣旨
<p>(趣旨)</p> <p>国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、さらに100ヶ国以上が批准を終えています。我が国は、国内法が未整備なために未だ批准ができていない状況にあります。</p> <p>一方、政府は平成25年8月までに障害者 家族 関係者の人権を尊重しない障害者自立支援法を廃止し、新たな総合福祉法を作ることを明言いたしました。</p> <p>これらの問題解決に向けて、首相を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」の下に「障がい者制度改革推進会議」が設置されました。ここでの検討を踏まえ平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、また8月には同推進会議の下に設けられた障害種別を超えた55名の構成員による総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられました。</p> <p>障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今回の骨格提言に沿って「障害者総合福祉法（仮称）」の着実かつ速やかな立法化がまとめられています。</p> <p>(理由)</p> <p>「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づく、あらたな障害者総合福祉法の制定が、相模原市の障害者の暮らしの向上に不可欠であるため。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(陳情項目)</p> <p>1 国に対して「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づく、新たな「障害者総合福祉法」の制定を求める意見書を提出してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>